

# 殷代武丁期における貢納体制

——記事刻辞を中心に——

## はじめに

本稿は殷代晩期の武丁期における、殷王朝の貢納体制の分析を通じて、「王朝秩序」を論じるものである。ここで言う「王朝秩序」とは王を頂点として、血縁や地縁によって結ばれた氏族が階層的関係にある状態を指す。殷王朝の基本構造は氏族の居住する邑を単位とし、邑の規模によって大邑—族邑—属邑という累層的関係が提示されており、この構造は殷代全般にわたり見られる。しかし、その「王朝秩序」が史料によって跡付けられるのは甲骨文の残る殷代晩期からである。このうち第一期、すなわち第二三代の王、武丁期に属している甲骨文は数量的に最も多いにもかかわらず、その時期の「王朝秩序」を包括的に提示した研究はない。

「王朝秩序」については多方面からの研究があるが、その一つは、王朝が氏族を従属させた際に、氏族の祭祀を王朝の祭祀体系に組み入れ、その王朝祭祀の最高権威者として王が君臨し、祭祀を通じて支配を行ったとする祭政的視点である。<sup>③</sup>しかし、ここでは氏族の族神を自

然神あるいは王室の祖先神として王朝の祭祀対象にしたと説明しているが、それは数例しかなく、全ての従属氏族に対して言えるものではない。第二は、王朝には王室を支える組織が整備されており、王子身分の集団である多子や、王族へと嫁いできた婦人の集団である多帯などの族集団があり、王室との血縁的な紐帯が王朝の秩序になっていたとする親族的視点である。<sup>④</sup>しかし、多子集団や多帯集団は殷王朝に従属する氏族の一部に過ぎず、そこから殷王朝全体の秩序は捉えられない。従属氏族全体を包括しうる視点を導入したものに、田臘の研究がある。<sup>⑤</sup>王が殷都近くの従属氏族の名をつけた土地を巡り、狩猟を行うことで王と氏族との関係を構築していたとするが、史料上の制約から第一期においては王と氏族との関係が形成される上で、田臘は機能していなかったとする。

そこで、第一期における王と氏族との秩序関係は、別の視点から考察する必要がある。本稿では貢納に着目する。卜辞には野獣を貢納した「貞奚<sup>3150</sup>来白馬五」(合集九二七七)<sup>⑥</sup>つまり奚族が白馬五匹を貢納した事例が見える他、奴隸、牲畜、農作物、貝・玉・象齒等奇珍、手工業品、邑など様々な物を貢納した事例がある。<sup>⑦</sup>しかし、それぞれの

川 瀬 実 信

例は少なく、関与する氏族もわずかであり、卜辞中の貢納の記事からは貢納の全体像を示すことができない。ここで注目すべきは記事刻辞である。記事刻辞は卜占に用いられた亀甲や牛肩胛骨の周縁部に、貢納に関与した氏族名と貢納数を記録したものである。数百例にのぼる記事刻辞には数十の氏族が見え、貢納の全体像を明示するには十分な史料といえる。そしてこの記事刻辞は第一期にしか見えないものである。<sup>(8)</sup>しかし、記事刻辞は氏族名と貢納数が記録されているのみであり、従来、記事刻辞を用いて貢納の状況を明らかにする試みはなかった。近年、末次信行氏は記事刻辞を取上げ、氏族から多帯などの族集団を中継して、王や貞人のいる卜府へ甲骨をもたらしたとし、第一期の卜占制度の復元を試みている。<sup>(9)</sup>

本稿では卜亀・卜骨の貢納を従属氏族に課せられた義務の一つとして捉えるのではなく、従属氏族、族集団や貞人あるいは王が一連の貢納の中でどのように関係していたかを解明し、この貢納体制が第一期における「王朝秩序」にどのように係わっていたかを考察する。

### 一、記事刻辞から窺える貢納体制

#### (一) 殷代の貢納と記事刻辞

記事刻辞に記される卜亀・卜骨の貢納がどのようなものであったかを、胡厚宣氏の研究をもとに概観しておく。

〈記事刻辞の名称とその部位〉

記事刻辞には五種あり、亀の甲羅にみえる甲橋刻辞・甲尾刻辞・背甲刻辞、牛の肩胛骨にみえる骨臼刻辞・骨面刻辞である。それぞれの

部位は、甲橋は亀甲の腹甲反面の左右端、甲尾は腹甲反面の尾側、背甲は背甲反面の切断側に見える。骨臼は牛肩胛骨の関節の窪み、骨面は骨扇正面の下方あるいは骨扇反面の辺縁部に見える。<sup>(10)</sup>

〈記事刻辞の内容〉

記事刻辞は神意に諮った卜辞とは異なり、単に貢納を記録したものである。ここには大きく分けて三つの文型が見られる。

雀1790入二百五十(合集七六八反)

丁亥乞自雩1188十屯 争1045(合集三九五—四白)

帚2983井2859示一屯 亘2285(合集一三〇白)

一番目は「某人若干」型(以後「人」群と呼ぶ)である。これは甲橋・甲尾・背甲の卜亀にしか見えず、「人」の他に「来」・「氏」・「取」の動詞が見えるが、どれも納入の意味を表しており、この文型は卜亀の貢納を表している。<sup>(11)</sup>二番目は「(某)乞自某若干」型(以後「乞」と呼ぶ)である。「乞」は徴収の意味であり、甲橋・背甲・骨臼・骨面に見られることから、卜亀と卜骨が徴収された記録である。三番目は「某示若干」型(以後「示」と呼ぶ)であり、甲橋・背甲・骨臼・骨面に見える。「示」については様々な説が提示されているが、少なくとも甲骨の納入から卜占までの間に行われた行為を指していると言え、ここでは甲骨に対する何らかの処理を表すと言うにとどめておく。「乞」・「示」に見られる屯は牛肩胛骨の左右一対あるいは二分した背甲一組を表す単位である。

この三つの文型のうち、「人」群・「乞」・「示」の他に史官の署名が刻まれる。これは甲尾を除いた四種に見られ、卜占に用いるまで甲骨を保管管理していた史官が受納した時に署名したものである。<sup>(12)</sup>また

「乞」・「示」には基本的に日付が加わり、「入」群には地名が記されることがある。

記事刻辞の文型から貢納に関与していたものとして「入」群には貢納する者（以後、貢納者とする）、「乞」には徴収するもの（以後、徴収者とする）と徴収される者（以後、被徴収者とする）、「示」には処理する者（以後、処理者とする）、受納し署名する者（以後、署名者とする）が挙げられる。貢納者・被徴収者から貢納された後、処理者の手を経て署名者へという経路が確認できる。では、卜骨と卜亀に分けて、より詳細な考察を行う。

## （二）卜骨の貢納

卜骨の骨臼・骨面刻辞には「入」群の記事刻辞は見られず、「乞」と「示」から考察していく。まず注目すべきなのは「乞」と「示」の文型が一つの記事刻辞上で複合している点である<sup>14</sup>。

丁亥乞自零1188 甸1922 示、爰2984（合集九四〇九）

丁丑<sup>15</sup> 425 乞于匱652、示十屯、河1328（合集九三九九）

この刻辞から徴収者が見えないときは処理者（甸）が見え、徴収者（<sup>15</sup>）が見えるときは処理者が見えない。また徴収・処理された「十屯」は「乞」か「示」の片方にのみついていて、もう片方は省略されている。この複合型の刻辞は一九例あるが、一つの例外もなくこの特徴を有している。徴収者の<sup>15</sup>・帚井・甸は処理者としても見えることから、徴収と処理とが同じ族集団によって行われていたと言える。また<sup>15</sup>などは骨臼・骨面刻辞において処理者の用例が多いことから、処理者が被徴収者に対して徴収と処理を行い、署名者へ受け渡している

表1 卜骨の被徴収者と徴収・処理・署名

被徴収者	徴収	処理	署名	貢納
古	○	○	○	○
零	○	○		
帚井	○	○		
允	○		○	
匱	○			○
缶	○			
新束		○		
宜			○	
岳				○
𠄎				○
𠄎				

た。しかし、骨臼・骨面刻辞において徴収や貢納に関する内容は、「乞」「示」併記の刻辞が合集の中に一九例、「乞」のみの刻辞が四四例とわずかであり、大部分は二六四例の「示」のみの刻辞、すなわち処理しか記録していない。では一体、牛肩胛骨はどこからもたらされていたのであろうか。

ここで卜骨を貢納していた被徴収者の特徴を見ておこう。表1は骨臼・骨面刻辞中の被徴収者が徴収、処理、卜亀の貢納を行っていた状況を表しているが、零1188・帚2983 井2859・匱652・古2932・允18・缶730・新2528 束2571・𠄎1735・岳756・𠄎3308・宜2052の十一の被徴収者うち、前者七例は徴収者・処理者としても現われる。すなわち処理者は徴収だけでなく、被徴収すなわち卜骨の貢納も行っていたのである。骨臼・骨面に「示」の刻辞しか見えないのは処理者自身が卜骨の納入を行ったため、徴収・納入の刻辞を省略したものと考えることができる。

骨臼・骨面刻辞に登場する氏族・族集団を挙げると次の通りであ

る。

①「貞人」

亘 2285・旬 1922・古 2932・段 2864

②「帝」

帝井 2859・帝<sub>マ</sub> 425・帝女 422・帝<sub>マ</sub> 426・帝笈 452・帝婦

453・帝姘 459・帝始 473・帝姘 476・帝禮 501・帝汝 516・

帝妘 517・帝娘 521・帝<sub>マ</sub> 534・帝柜 657・帝貞 714・帝杏

1421・帝利 1486・帝羊 1561・帝龍 1827・帝龔 1828・帝龍 1829・

帝宝 1924・帝宅 2062・帝安 2064・帝嬪 2066・帝<sub>マ</sub> 2510・帝辛

2511・帝喜 2799・帝豊 2807・帝竹 3097・帝良 3299・帝八 3300

③「子」

子 580 央 209・子<sub>曲</sub> 2221

④「小臣」

小臣 651 从 66・小臣中 2924 2925

⑤「羌」

羌 64 立 213・羌目 601・羌步 801・羌宮 2038・羌涉 2292・羌

橐 3187

⑥その他

保 85<sub>㊦</sub> 3295・零 1188・<sub>ㄨ</sub> 88・邑 305・妥 457・<sub>ㄨ</sub> 485・見 625

626・<sub>ㄗ</sub> 757・<sub>ㄗ</sub> 830 831・陟 1287・犬 1585・𠂔 1732・龜 1875・廩

2016・壺 2732・𠂔 2825・史 2933・晝 3092・乍 3227・王 3246

ト骨の徴収・貢納・処理を行っていた族集団五七例のうち帝は三三例を占め、他には子・小臣・貞人などが見られるが、これらに共通するのは殷王朝の中核で祭祀などに従事していた集団であるということである。これよりト骨は王室と緊密な関係にある族集団が供給していたと言える。帝は氏族から王族に嫁いできた婦人とされ、婦人自身の所領、あるいは出身氏族からト骨が供給されていた。また子は王子身分であり、各地に封建され所領を持っていた。小臣は殷王朝内部の職官であり、羌も殷王朝に従属する羌族の称号あるいは何らかの職官を表していると考えられ、それぞれに出身氏族があり、そこからト骨を

供給していた。これは推測の域を出ないが、牛は祭祀などで数十から数百も消費されており、王室直営の牧場だけではなく、氏族からの貢納に頼る所が大きく、ト骨も同様に貢納されていたのであろう。

(三) ト亀の貢納

ト亀の貢納については甲橋刻辞、背甲刻辞、甲尾刻辞から考察を進める。甲橋・背甲刻辞が「入」群・「乞」・「示」全ての文型が見られるのに対して、甲尾刻辞には一例だけ「乞自某」があるだけで、全てが「某人」の形式であり、貢納数が一切記されていないのも特徴である。甲尾刻辞と甲橋・背甲刻辞に分けて考察を進める。まず甲尾刻辞であるが、そこに見られる貢納者・被徴収者を挙げると次のようになる。

「某人」

(a) 旬 1922・缶 730・臣 651・𠂔 1732・王 3246・貯 1923・啓 2166・

甫 2197・執 2600 2602・册 2935・宁 2856

(b) <sub>ㄨ</sub> 7・<sub>ㄨ</sub> 284・<sub>ㄗ</sub> 342・吹 343・<sub>ㄗ</sub> 378・<sub>ㄗ</sub> 380・<sub>ㄗ</sub> 605・

𠂔 612・<sub>ㄨ</sub> 664・肱 908・<sub>ㄗ</sub> 952・春 1042・雪 1186・丘 1220・

𠂔 2078・侯 2558 <sub>知</sub> 3063・弭 2630・宁<sub>ㄗ</sub> 841・宁秣 1491・<sub>ㄗ</sub> 3089

・<sub>ㄗ</sub> 3359・<sub>ㄗ</sub> 3359・<sub>ㄗ</sub> 3359 (新編 1700)・<sub>ㄗ</sub> 3359 (新編 3044)

「乞自某」

匱 652

(a) のように甲橋・背甲刻辞にも見える貢納者も含まれるが、大半は (b) のごとく甲尾刻辞にしか見られない貢納者である。このように文型や貢納者が甲橋・背甲と異なるだけでなく、甲尾刻辞と同版上には第一期晩期の自組ト辞が見える。甲尾刻辞に記される貢納されたト亀は王朝が主催した公的なト骨占有ではなく、王や王族などの私

表2 記事刻辞の部位と動詞

動詞	甲橋		背甲	甲尾	骨白	骨面
	右	左				
入	154	4	5	46	—	1
来	46	2	—	2	—	1
氏	18	—	—	—	—	—
取	1	—	—	—	—	—
乞	11	3	—	—	33	10
示	16	26	4	—	260	5
署名	8	61	—	—	28	—
計	254	96	9	49	322	17
入と示	7		—	2	—	—
氏と示	5		—	—	—	—
乞と示	—		—	—	16	3

的な卜占に用いられるものである。すなわち「王朝秩序」を考察するには不適である。また、甲尾刻辞の貢納者は記事刻辞以外に見えないという史料的な制約があり、これ以上甲尾刻辞の貢納に関して明らかにすることはできない。

一方、甲橋・背甲刻辞と同版上には賓組卜辞すなわち王朝の公的な卜占が見え、そこに関与する氏族・族集団は卜龜の貢納以外にも幅広く王朝の活動に従事しており、「王朝秩序」を考察するのに最適である。甲橋・背甲刻辞には三つの文型全てが見えることから、文型の相互の関係を手がかりとする。最初に「入」群と「示」の関係を上げ、表2から甲橋には「入」と「示」、「氏」と「示」の例が見え、背甲には「入」と「示」の例が見える。「入」群と「示」は以下のような形で見られる。

例<sup>2367</sup> 入十〈右甲橋〉帚<sup>2141</sup>示、亘〈左甲橋〉（合集九六七一反）

「入」群と「示」は卜骨の「乞」と「示」とは異なり、同版上に見える時も別の場所に刻まれている。つまり腹甲には右甲橋に「入」群、左甲橋に「示」・「署名」が刻まれ、背甲には上に「入」群、下に「示」が並んでいる。具体的に見ていくと、

我<sup>2449</sup>氏千〈右甲橋〉帚井示三十、争<sup>1045</sup>〈左甲橋〉（合集二一六反）

我氏千 〈右甲橋〉帚井示百、攄<sup>2065</sup>〈左甲橋〉（合集八三八反）

我氏千 〈右甲橋〉帚井示百、攄 〈左甲橋〉（合集九〇二二反）

我氏千 〈右甲橋〉帚井示百、攄 〈左甲橋〉（合集九〇二三反）

我氏千 〈右甲橋〉帚井示四十 〈左甲橋〉（合集一〇九三五反）

これらの甲橋刻辞から「入」群の貢納数と「示」の処理数が一致しておらず、大抵「入」群の貢納数より「示」の処理数の方が小さい<sup>18</sup>。末次氏は「示」の行為を数量調節とし、いくつかを選別し処理して、残りは廃棄していたとするが、二五〇枚の貢納例が二五例もある雀<sup>1790</sup>は頻繁に方国征伐に参加する雄族として知られる。雀ならば毎度二五〇枚を納入していたことも考えられるが、他にも五〇〇・二〇〇・一五〇・一二〇・一〇〇枚など大量に納入しており、雀ですらこのような大量の貢納は困難であったと考えられる。ましてや氏族として卜辞上にあまり登場しない我が毎回千枚も納入していたと考え難く、一度納入した千枚を帚井や帚<sup>2140</sup>が数回に分けて処理していたと考えるのが自然である。

次に「乞」と「示」の関係より卜龜の徴収を見ていく。卜龜においては卜骨のように「乞」と「示」の複合文型はなく、同版上に並存することはなく、「乞」が単独で見える。そこには徴収者として帚井と

表3 ト亀の徴収者と徴収・処理・署名

徴収者	徴収		処理		署名	
	亀	牛	亀	牛	亀	牛
帚井	○	○	○	○		
𠩺	○	○		○	○	○
古	○			○	○	○
匱	○					
束	○					
衛	○					
缶	○					

表4 ト亀の被徴収者と徴収・処理・署名

被徴収者	徴収		処理		署名	
	亀	牛	亀	牛	亀	牛
帚井	○	○	○	○		
𠩺	○					
犬				○		○
匱	○	○		○	○	○
古	○			○	○	○
𠩺						
衛						
我						
𠩺						
囊						
𠩺						
匱						

古が見えるが、これらはト骨と同様、ト亀の処理も行っていた。

帚井乞自：〈右甲橋〉（英七八三）

帚井示十、𠩺 〈左甲橋〉（合集一二四八反）

古乞（自）三 〈左甲橋〉（合集二三七一二反）

古示十屯出二ノ、𠩺 〈骨臼〉（合集二七五七九）

氏千 〈右甲橋〉：四十、古 〈左甲橋〉（合集一九三七七反）

古に関してはト亀の処理者としての用例はないが、ト骨の処理を行っており（合集一七五七九）、ト亀の署名も行っている（合集一九三七七反）。しかし、表3のようにト亀の徴収者が処理・署名を行っていた例は帚井<sup>2859</sup>・古<sup>2932</sup>・𠩺<sup>2864</sup>だけである。また表4によれば、ト亀の被徴収者のうち徴収、処理や署名を行っているのは帚井・𠩺・犬・

匱・古だけであり、大半はその用例が見えず、ト骨の徴収と同じ傾向がない。↓<sup>3266</sup>・匱<sup>3309</sup>・窆<sup>3315</sup>などには史料上の制約があり、これ以上ト亀の被徴収者について明らかにできないト亀の徴収者・被徴収者の一部がト骨にも見え、ト骨と同様にト亀の徴収、被徴収も処理者が行っていた可能性があると言えよう。

最後に「入」群と「乞」の関係を見ていく。「入」群と「乞」は同版上に並存することはなく、どちらか片方しか記されない。ト亀の貢納者と被徴収者の両方で登場するものはわずかに匱だけであり、「入」群と「乞」は同じト亀の貢納を表わしているにもかかわらず、全く別の集団によって行われていたと言える。すなわち「乞」の被徴収者は同時にト亀の処理者であり、ト骨と同様、王室と緊密な関係にある族集団が担っていたのである。

一方、「入」群の貢納者は方国征伐などのト辞に頻繁に登場することから、王室とは離れた土地の氏族であった。以上の「入」群・「乞」・「示」それぞれの関係から、次のような説明が出来る。

《「入」群》 A入数(右) B示数、C(左)

徴収者(?) ↓ 貢納者(A) ↓ 処理者(B) ↓

署名者(C)

《「乞」》 D乞自E数 あるいは 乞自E数、F

徴収者(D) ↓ 貢納者(E) ↓ 処理者(D?)

↓ 署名者(F)

Aは従属氏族、B・D・Eは族集団、C・Fは署名者

ト亀の貢納には二通りの方式が見える。一つは「入」群で表される貢納であり、貢納後はそれをいくつかに分けて族集団が処理し、署名者が保管する。もう一つは「乞」で表される貢納であり、族集団が貢納した後に、別の族集団が処理して、署名者が保管する。

以上、ト骨とト亀に分けて、「入」群、「乞」、「示」それぞれの関係から貢納について考察してきたが、ト骨の貢納とト亀の「乞」による貢納は王室と緊密な関係にある帚・子・小臣・羌などの族集団が担っていた。これらの族集団は自らの所領あるいは出身の氏族からト骨・ト骨をもたらししていた。その後、別の族集団によって処理され、署名者へと納入された。また、ト亀の「入」群に見られる貢納は、方国と隣接し絶えず戦争に明け暮れていた従属氏族によって行われていた。それを族集団が処理、署名者が保管していた。この時点では従属氏族と族集団との間に貢納を通じた関係があったとしか言えない。そこで、次にこの貢納が全て署名者のもとへ行き着いている点に注目し、この貢納体制の中で署名者の役割について考察する。

## 二、署名者からみた貢納体制

署名者とは貢納されてきたト亀・ト骨を来るべきト占の日まで管理・保管する集団である。<sup>20</sup>署名者二八のうち一六に貞人の用例があり、署名者すなわち貞人とは言いがたいが、その大半が貞人であった点は見逃せない。陳夢家氏は卜官(署名者)と卜人(貞人)が基本的に異なる集団だとしているが、<sup>21</sup>貢納されたト亀・ト骨が署名者から貞人にもたらされたとする史料は見られない。貞人は王や従属氏族の活動を左右するト占を掌る者であり、署名者は多くの従属氏族・族集団が参加する貢納の最終受納者であった。そこでこの両者の関係を明示し、貢納体制における両者の機能を考察していく。

### (一) ト亀の貢納と署名者

記事刻辞の部位と署名者の関係を示したものが表5になる。ここからト亀には段 2864・争 1045・賓 2065・亘 2285・古 2932・韋 826・耳 680・夔 2984・小 3329・夔 2984・岳 1221・中 2924・姒 3173・匱 652の署名者が見られる。

表5よりト亀の署名には賓・争・段の三者が圧倒的に多いことが見える。これは何を表しているのであろうか。甲橋・背甲刻辞の中には「貯 1923入二十(右甲橋)争(左甲橋)」(合集五四八〇反)の如くト亀の同版上に貢納者と署名者が共に見られるが、これは貢納者である「貯」から署名者「争」へとト亀が受納されたことを表している。この貢納者と署名者との関係を表6に示した。この表からト亀の貢納はほぼ賓・争・段の三者へと集約されていた状況が見えてくる。この三

表5 署名者と記事刻辞の部位

署名者 部位	𠩺	爭	賓	亘	古	𠩺	岳	小𠩺	品	内	永	𠩺	光	中	耳	韋	𠩺	工	𠩺	旬	河
龜甲	59	38	19	9	1	4	4				1					1					
牛骨	24	21	22	19	10	77	62	48	13	8	7	6	5	5	4	2	1	1			

表6 ト亀における署名者と貢納者の関係

署名者 貢納者	𠩺	爭	賓	亘	犬	寧	小𠩺
入者	𠩺	3					
	貯	3					
	奠	1					
	𠩺	1					
	唐	1					
	豕	1					
	光	1					
	𠩺	1	1				
	子商	1	1				
	𠩺		2				
	畫		1				
	般		1				
	帚好		1				
	卒			1			
	𠩺			1			
	衣			1			
雀			1				
宁			1				
永			1				
𠩺				1			
泉					1		
来者	我	3					
	𠩺	2		1			
氏者	我		1				
	先	2	1	1			
取者	𠩺	1					
	行		1				1

者が第一期の王朝卜辞すなわち賓組卜辞の中で最も頻繁に卜問している貞人であることを考え合わせれば、ト亀の貢納と卜問とは密接な関係にあると言えよう。賓組卜辞には同じ第一期の午組・自組・子組卜辞や第二期以降に比べてはるかに多くの氏族が登場しており、賓・爭・𠩺がその卜問の大半を行っている。つまり、賓組貞人の筆頭である賓・爭・𠩺が氏族によるト亀の貢納を差配するだけでなく、氏族の様々な行動にも関与しており、この三者は殷王朝の氏族支配の要として存在していたのである。

またト亀の署名者うち、先程挙げた𠩺・爭・賓以外にも亘・古・韋・耳・𠩺（小𠩺）が見

え、これもまた賓組卜辞の貞人である。では、貞人以外の署名者はどのような存在であったのであろうか。

岳は署名者と自然神の用例以外は見えない。しかし、ト骨の署名者の河1328は岳と同様に自然神であるが、河には何族という自然神を祀る氏族がいて、第三期には貞人を出している。よって、岳にもそれを祀る氏族があり、そのうちの一部が署名者となっていた。また𠩺（小𠩺）には「：午卜貞侑于𠩺、」（合集一四八一九）に見えたとおり、「𠩺王」神があり、それを祀る氏族から出された署名者であった。つまり、岳や𠩺は特定の族神を持つ氏族であった。

𠩺は侯国（合集一九八五二）であり、貢納も行う（合集一二三九六反）従属氏族であった。しかし、「：賓貞𠩺」（合集一七〇八三正）とその生死が王の関心を引いている。この用例は他に雀1790・𠩺212・𠩺1038・子商2146・帚好459など王族出身者あるいは王族に嫁いできた者に見



えることから、匱は王室出身の氏族であったと考えられる<sup>(22)</sup>。

最後に、中は骨面刻辞に「小臣中」として見え、茲は殷墟より出土した石段の把手に「小臣茲」とある<sup>(23)</sup>。小臣は奴隷階級または王室での庶務を掌る官といった低い地位と、王に近侍し政務の補佐官といった高い地位の高低両方を含んだ官員とされているが、帚や子などと同様に王室の祖先祭祀に参加している点からも、小臣は奴隷階級などではなく、王室出身の集団であったと考えられる<sup>(25)</sup>。

以上、卜亀の署名者について特徴を見てきたが、卜亀の保管・管理に中心的な役割を果たしていたのは賓組卜辞の貞人たちであり、それ以外の署名者は自然神を祀る氏族出身者、王室出身者であった。すなわち卜亀においては賓組貞人が保管・管理を掌っていた。しかし、爰は貞人として数例しか見えないこと、また第一期においては貞人ではない（小臣）中が第二期になって貞人として現れることなどから、貞人と署名者は別の集団ではなく、署名者の中から卜問する者すなわち貞人が出ていた。大部分は賓・争・攄の三者が独占的に行っていたが、一部は他の署名者の中から爰などが出て卜占していたと考える。

## (二) 卜骨の貢納と署名者

卜骨には爰<sup>2984</sup>・小<sup>3329</sup>・夔<sup>2984</sup>・岳<sup>1221</sup>・賓<sup>2065</sup>・争<sup>1045</sup>・攄<sup>2864</sup>・亘<sup>2285</sup>・品<sup>748</sup>・古<sup>2932</sup>・永<sup>2309</sup>・中<sup>2924</sup>・耳<sup>680</sup>・内<sup>2132</sup>・兂<sup>3150</sup>・簠<sup>2561</sup>・韋<sup>826</sup>・昌<sup>793</sup>・茲<sup>3173</sup>・亘<sup>2905</sup>・河<sup>1328</sup>・犬<sup>1585</sup>の署名者が見られる。ここに見える署名者のうち賓・争・攄・亘・品・古・永・内・兂・簠・韋・夔・耳は賓組卜辞の貞人である<sup>(26)</sup>。つまり、卜亀と同様、卜骨においても賓組卜辞の貞人が署名者として保管・管理を掌っていたと言える。ただ卜亀のよ

うに賓・争・攄の三者に独占されていた状況とは異なり、卜骨では亘・品・古・永など三者以外の賓組貞人が見え、卜骨は卜亀よりも多くの署名者が保管・管理していた。また表5によれば、卜骨に頻繁に現われる署名者が卜亀とは大きく異なり、夔・小夔・岳が中心となっている。では、この夔・小夔・岳卜骨の貢納にどのように関わっていたのであろうか。

一版の卜骨上に署名者と並んで記される被徴収者、処理者を署名者と関係するものとして、卜骨の貢納における夔・小夔・岳の特徴を見ていく。「乙」の文型に見える署名者と被徴収者との関係を表7に、「示」の文型に見える署名者と処理者との関係を表8に表わした。この表からは帚<sup>425</sup>・帚井・帚・

邑・古を除いて賓・争・攄と関係している集団（I群）と夔・小夔・岳と関係している集団（II群）とが殆ど重複していないことがわかる。すなわち卜骨の被徴収者・処理者は署名者に従って、I群とII群の二つに大きく分かれていたのである。

I群・II群共に、多帚・多子を等しく含んでおり、また、被徴収者や処理者の卜辞上における活動を見ても、I群・II群の間に明確な違いは見えない。そ

表7 卜骨における署名者と被徴収者の関係

署名者 被徴収者	夔	小夔	岳	品	兂	耳	茲	河	攄
甬	7	1		3	2	1			
古		2							
岳			1						
匱								1	2
新束									1
品							1		

表8 ト骨における署名者と処理者の関係

署名者 処理者	資	争	岐	亘	古	光	品	永	旅	内	耳	韋	名	河	中	犬	工	姦	愛	小	曼	岳
帯と	7	2	2	1	2									1					3	3	2	
帯井	3	1	7	4		2														1	3	
帯妍																						
帯利	4	4		1																		
帯羊																						
帯姪	2	1			1																	
帯姪																						
帯杏	3																					
古帯	2		1		2																	
帯女	1			1	1																	1
帯龍	1																					
帯辛	1																					
帯也	1																					
帯妹		1																				
帯安		1																				
帯始		1																				
奠		1						1	1													
畫			1	1																		
帯良				1	1		1															
帯娘																						
妥				1																		
マ							1									1						
乍							1															
え							1															
見							1															
帯龍								1	1													
帯具									1													
命									1													
帯宅										1												
邑			1				2		2	3	1				3		1		14	12	9	
帯竹																			1	6		
帯安																						
帯鑄																						
帯豊				1															4		2	
帯禮																						
帯主				1			1		1			2								1	1	
帯高									1										1	2	1	
帯宝																			1	1	3	
帯喜				1	1														1	1	1	
帯汝																			2			
帯嬪																			1			
帯枢																						1
子央																					2	1
子鼎																						1
羌涉																			2	2	5	
羌日																			1			
羌宮																			1			
羌步																					1	
羌立																						1
保																			1			
史																						1
考																			1	3	3	
旬																			2	1		
岐																					1	2
畢							1				1									1		
命																				1		1
夔																					1	
隴																						1
龜																						1
小臣中													1					1				
中																						
王	1																			1		
帯某	1	1		1															1	2	1	
子某																					1	

の中で唯一の違いとしてⅡ群だけに「羌」集団が属していることが挙げられる。「羌」集団は一般的に羌族出身で早くから殷王朝に従属していた集団であったとされているが、その詳細は不明である。これら羌族は河南省西部に居住していたとされている。またⅡ群の署名者である「岳」は自然神の「岳」を族神とする氏族出身者であるとされており、岳族は河南省西部の嵩山付近の氏族とする説があり、両者は互いに近い地にあり、地縁的な関係にあったと考えられる。同じく夔・小曼は「乙未卜古貞」738 畀曼 二告」(合集八三三二正)、「…萃…岳」(合集一四四二九)と両卜辞からは方が見られ、夔と岳の出身氏族は相互に近いところにあったと考えられる。<sup>(28)</sup>すなわち、Ⅱ群の夔・小曼・岳と関係のある被徴収者・処理者集団は相互に地縁的に近い関係にあったと考えられるが、現状の殷代地理研究の成果では不明な点が多く全容を解明することは困難であり、<sup>(29)</sup>考察はここで留めておく。

以上、卜骨の署名には卜亀と同様、賓組貞人が大きく関与していたが、夔・小曼・岳の三者が圧倒的多数を占めていた。これは卜骨を貢納・処理していた氏族や族集団が河南省西部に集中していて、その地域出身の夔や岳が貢納を取りまとめたのであろう。

### 三、貢納地における王の意義

ここまで卜亀・卜骨の貢納体制を考察してきたが、殷王朝の中心たる王が登場していないのに気づく。前にも述べたとおり、貢納体制の中では署名者、特に貞人が中心的な役割を果たしていたのだが、その

貞人の長たる王はこの貢納体制の中でどのような役割を演じていたのであろうか。

従来、卜亀・卜骨は氏族の地から、王や貞人のいる殷都の卜府に直接納入されていたことを自明としてきた。確かに記事刻辞からは卜亀・卜骨が最終的に署名者、特に貞人のもとへ納入される様子しか見えず、また大部分の卜亀・卜骨が殷都より出土している状況を考え合わせても、最終的には殷都の卜府に納められていたとするのは当然であろう。しかし、ここで注目すべきなのは全ての卜亀が直接卜府にもたらされたのではなく、一部は貢納地と經由したあと、殷都に向けて運ばれていたという点である。貢納とは氏族が支配下にあることを殷王朝に確認させる行為であり、最も効果的なのは氏族が直接殷都へ貢納することであろう。しかし殷都ではなく、貢納地を經由するのはなぜであろうか。この貢納地とは一体どのような場所であったのであろうか。

貢納地は記事刻辞中に「晝来十三在敦」(合集九一九四反)の「敦」の如く、貢納を表わす刻辞の後、「在」や「于」に続いて記されている。こうした貢納地として敦 1986・虜 615・高 2006・高 2004・<sup>(30)</sup> 1996 1998 2000・甘 718・夔 3187 盧 2208・襄 30・寧 2667・<sup>(31)</sup> 2482 2483・鯨 1816・虫 2814・も 955・豕 1599・廳 2051 が挙げられる。これらは甲橋・背甲刻辞にしか見られず、貢納を表わす動詞も「入」と「来」に限られている。「入」や「来」を行う貢納者には方国、侯国などとしても登場するものもあり、殷都から遠く離れた氏族がほとんどである。すなわち貢納地とは卜府から一日二日で往復可能な距離にある、王朝の出先機関あるいはそれに準ずる土地であり、遠方の氏族が貢納するための中継地として機能していた。<sup>(32)</sup>

これらが出先機関の地とされるのには田臘地としての用例が見え、敦・高・襄・寧・鯨が挙げられ、また受年地（農業関係地）・牧場としての用例見えるものがあり、敦・声・𪛗・𪛘が見えるからである。田臘には遊楽活動、軍事演習、祭祀、生産手段など様々な側面が見えるが、王が直接赴き氏族を参加させることで王の支配と氏族の従属が再確認される場になっていたという側面もある。<sup>(34)</sup> 貢納地の中でも敦・高・寧には王が直接赴いて田臘を行っている。また受年地は王室が自ら経営する農耕地であって、常に雨や加護が求められており、王室の影響力が及ぶ土地であったと言える。<sup>(35)</sup> 「貞王勿往省黍」(合集九六一二)の如く、受年地に王が往来し視察しており、特に貢納地の中でも敦には頻繁な往来が確認できる。<sup>(36)</sup> そして王室経営牧場の声にも王は往来している。<sup>(37)</sup> この他にも高・𪛗・甘・橐廬には田臘地・受年地としての用例はないが、王が往来している例は見える。<sup>(38)</sup> つまり貢納地は王の強い影響力の及ぶ土地といえ、王がいる場所、あるいは王の強い影響力の及ぶ土地に卜亀が貢納されていたのである。

また、これらの貢納地では「乙卯卜亘貞今日王至于敦夕彫子央」(合集七九五四)のように、王が往来した貢納地で子央と彫祭をしたことが見えるが、貢納地で王と貢納関係者が直接会っていたことを示す例は他に見えない。ここで「呼師般取往自敦」(合集八三九)や「呼師好往𪛗」(合集八〇四四正)のように、敦や𪛗の貢納地に師般や帝好が往来している点に注目すれば、師般や帝好は呼ばれて、王が頻繁に往来していた貢納地に来ているということである。師般や帝好は貢納者として見え、すなわち王が貢納地に滞在している時に、王に呼ばれた師般や帝好が来たと考えられる。貢納地ではないが、王と氏

族を呼びよせ、共に様々な活動を行っている例が見える。

貞我<sup>2449</sup> 在沚<sup>804</sup> 亡其剝<sup>1608</sup>

辛亥卜殷貞呼戊<sup>2448</sup> 往弋<sup>3362</sup> 沚

辛亥卜殷貞呼飲<sup>2688</sup> 𪛗<sup>2881</sup> 畫<sup>3092</sup> 不橐六月(以上、合集四二八四)

戊午卜殷貞令戊弋沚其邁：

貞戊不其獲羌<sup>64</sup>

(以上、合集一七四)

とあり、「我」すなわち王が「沚」地にいる時に「戊」「飲」「𪛗」「畫」の各氏族が呼ばれ、<sup>(39)</sup> その地に住む「沚」族や近辺の「弋」族と共に橐(祭祀)や羌人の捕獲に従事している。つまり王が赴いた土地にいくつかの氏族が呼ばれ、王主催の田臘や祭祀などに参加していたことが見えるのである。

最後に貢納地へ卜亀をもたらした氏族から考察を進めていく。関与した氏族は以下の通りである。

〈貢納地〉〈貢納氏族〉

敦 — 畫<sup>3092</sup>

高 — 畫

声 — 夫<sup>202</sup>・𪛗<sup>212</sup>・奠<sup>2716</sup>

襄 — 奠

寧 — 奠

𪛗 — 父(文編700) 𪛗<sup>3375</sup>

鯨 — 牧<sup>1555</sup>

聽 — 見<sup>626</sup>・唐<sup>3565</sup>・𪛗<sup>3359</sup>

ここに見られる氏族は夫・父・𪛗を除いて、戦争などの軍事活動に従事する一方で、常に殷王朝の敵対勢力である方国の脅威にさらさ

れている氏族である。また王が往来したのは夫だけであり、残りの地にはその例がない<sup>(40)</sup>。すなわち貢納地に納入していた氏族は遠隔地にあつたとするのが自然であり、貢納地が氏族の地と殷都の間で中継地として機能していたとする末次氏の説には賛同できる<sup>(41)</sup>。ただし、単なる中継地ではなく、晝・糞・牧・見の各氏族には「貞呼子晝氏<sup>40</sup> 新25射」(合集五七八五)の如く、呼ばれて様々な活動に従事している例があり、貢納地は氏族が王と接見する場所であつたと考えられる。すなわち王が往来した貢納地にはいくつかの氏族が呼ばれ、王の主宰する田臘・農耕儀礼・祭祀が執り行われると共に、卜亀の貢納もなされていたのである。

前節において卜亀が氏族から帚などの処理者の手を経て、署名者すなわち貞人へという貢納の流れと、貢納が賓組(王朝)卜辞の中心的な貞人である賓・争・穀の三者のもとへと集約されていたことを考察したが、貢納地からはまた違った一面を見ることができた。つまり田臘地や受年地など王が往来し所在している場所に貢納されており、王の存在が重要な意味を持つていたのである。全ての記事刻辞に貢納地が見えるわけではなく、卜亀の大半は殷都へもたらされていたと考えられるが、そこには当然、王の存在があつたからと言える。

また、貢納地からは、殷王朝の支配体制によって、新たな一面に気づく。つまり、従来、王は殷都にいて氏族と接見していたことが大前提として語られてきたが、王は殷都周辺の土地に出かけていき、氏族を呼びよせ、そこで田臘や祭祀、貢納の受納などを一緒に行うことで、氏族との関係を構築していたと言える。

## おわりに

以上、貢納体制を検討することで、第一期武丁期の「王朝秩序」を考察してきた。ここでその論点をまとめておこう。卜占制度と並んで、卜亀・卜骨の貢納体制が殷王朝の結合秩序となつていた。貢納は卜亀と卜骨とで様相が異なつていたが、貢納全般に王の存在が強く影響していた。卜亀は従属氏族から族集団を経て、王朝卜辞の卜問を掌る賓組貞人へもたらされていた。また卜骨は王と親族関係にあつた族集団から、地縁的關係にある署名者あるいは賓組貞人へもたらされていた。

では、この貢納体制はどのような意味を持つていたのであろうか。記事刻辞に見られる貢納は第一期に限られ<sup>(42)</sup>、第二期以降には見られない。ここで注目すべきなのは記事刻辞見える氏族名が第二期以降の田臘地として登場することである。すなわち第一期の記事刻辞の貢納が第二期以降の田臘へと受け継がれていったのであろう。ここで受け継がれたものとは、王が持つていた氏族との紐帯を強化する機能である。つまり第一期においては第三節で述べたとおり、王が移動した土地で氏族と共に田臘や祭祀、貢納が行われることで、王と氏族との紐帯が強化されていた。第二期以降には王が氏族の地に赴き共に田臘を行うことにより、紐帯を強めていた制度的な田臘が確立し<sup>(43)</sup>、言い換えれば、王が氏族との関係を強化すべく、王の所在地で田臘だけでなく祭祀や貢納も行い、第一期にはそれが記事刻辞を通して検討した貢納体制に見ることができ、第二期以降には制度化された田臘に見ること

ができる。しかし、第一期の貢納体制から第二期以降の田臘体制への移行については、稿を改めて考察したい。

殷代に見える王の機能は西周においてもなお、脈々と受け継がれてきたと考える。西周には王の「通省」という行為が見え、王の移動が支配の実効性を与えていたのである。<sup>(4)</sup>殷と西周との関係は今後の課題とするが、古代中国に通じて見える王の機能は、殷代晩期武丁期にその原初形態を見ることができるとする。

注

- (1) 松丸道雄一九七〇参照。
- (2) 董作賓一九三二で世系・称谓・貞人・坑位・方国・人物・事類・文法・字形・書体を標準として五つに時期区分した。時期と王との関係は、第一期は武丁およびそれ以前、第二期は祖庚・祖甲、第三期は廩辛・康丁、第四期は武乙・文武丁、第五期は帝乙・帝辛となる。諸氏これに訂正を加えているが、根本的に大きく変わるものではないため、董氏の分期に従っておく。
- (3) 赤塚忠一九七七、伊藤道治一九六一参照。
- (4) 白川静一九五四、陳夢家一九五六、四八三〜五〇一頁、伊藤道治二〇〇二、一三四〜一七七参照。伊藤二〇〇二で多子・多帯などの集団を「族集団」と呼ぶが、以後これに従う。
- (5) 陳夢家一九五六、二四九〜三二二頁、松丸道雄一九六三参照。
- (6) 合集九一七七とは『甲骨文集』(中華書局、一九八二年)の分類番号である。また、甲骨文字には一文字に数種の形があることが多く、また文字の解釈も諸氏によって差があるが、どの文字であるのかを規定するものとして統一された基準がない。そこで末次二〇〇二・同二〇〇三が提唱している類纂(姚孝遂主編一九八九)の文字番号を文字の後に付しておく。また文編(中国科学院考古研究所・新編(沈建華・曹錦炎二〇〇一)の文字番号もあるが、ここでは類

纂番号で統一し、ないものを文編・新編で補うこととする。今後、特に氏族名に付すこととする。

- (7) 王宇信・楊升南一九九九、五一六〜五一九頁参照。
- (8) 第一期以外にも第三期廩辛期の甲尾刻辞(陳夢家一九五六、一七六〜一八三頁)、第四期武乙・文丁期とされる歴組胛骨記事刻辞(齊文心一九九二)が見え貢納を表すが、本論では第一期を取り上げるため扱わない。
- (9) 末次信行二〇〇一、同二〇〇二、同二〇〇三参照。
- (10) 胡厚宣一九四四参照。また記事刻辞としては五種の他に牛距骨刻辞・肋骨刻辞・獸骨(牛・馬・鹿)刻辞・人頭刻辞が見えるが、貢納に関する内容を含まないため本論では扱わない。張秉権一九七八、一九六頁参照。
- (11) 胡厚宣一九四四、末次信行二〇〇四参照。末次は「来」に「示」と同意の例があるとしている。
- (12) 胡厚宣の「祭祀」説、李亜農の「擱置・保存」説、陳夢家の「鑿鑽」説、嚴一萍の「鑿鑽指示」説、董作賓の「送致」説、王宇信の「檢視・驗収」説、末次信行の「卜用指示」説などがある。
- (13) 胡厚宣一九四四、陳夢家一九五六、一七六〜一八三頁参照。胡厚宣は史官とし、陳夢家は簽署者として卜官に位置づけ、卜人(貞人)とは基本的に別の集団とした。ここでは単に署名をしたものとして署名者としておく。
- (14) 末次信行二〇〇一参照。
- (15) 陳夢家一九五六、四九一〜四九三頁、楊升南一九九九、四三六〜四五三頁参照。
- (16) 楊升南一九九九、四三六〜四五三頁参照。
- (17) 陳夢家一九五六五〇三〜五〇八頁、楊升南一九九九、四三五〜四七〇頁参照。
- (18) 「彘1604入三、帚示十、般」(合集九二七四反)のように貢納数が処理数より少なくなる例がある。末次信行二〇〇四では処理者「帚」が七枚増やして署名者「般」に納入したとするが、これに従う。

- (19) 末次信行二〇〇四は「示」を品質検査・数量調整とし、貢納されたものの一部が卜占に供されたとしている。
- (20) 陳夢家一九五六、一七六―一八三頁参照。
- (21) 陳夢家一九五六、一七六―一八三頁参照。
- (22) 白川静一九五七に雀が王族出身である根拠として「囚」の例を挙げている。
- (23) 高去尋一九五七参照。
- (24) 木村秀海二〇〇四参照。
- (25) 白川静一九五五a、同一九五五b参照。
- (26) 陳夢家一九五六、一七三―二〇六頁参照。
- (27) 白川静一九七二、七〇頁参照。
- (28) 他に「辛酉卜爭貞翌癸酉呼雀燎于岳」(合集四一一二)とあり、<sub>1</sub>方を頻繁に征伐していた雀が岳に赴いていることから岳が<sub>1</sub>方に近かったと考える。
- (29) 鐘柏生一九八九に記事刻辞関連地名の考察があるが、地望不詳となつているものが多い。
- (30) 末次信行二〇〇四は<sub>1</sub>(合集八〇五八・屯四二四八)・も(合集一八九反)・冢(合集二〇二七)を挙げないが、これも貢納地として加えておく。また「郭」を入れているが、合集七九五九反には「敦」が見えるので、除いておく。
- (31) 末次信行二〇〇四参照。
- (32) 末次信行二〇〇四参照。他には駐屯地などの軍事関係の土地として<sub>1</sub>(合集八二一九甲)・<sub>1</sub>(合集七三五七)・寧(合集三〇六一)が見られ、邑を作った土地として<sub>1</sub>(合集一三五〇五)がある。これらが殷王朝にとっての出先機関であったと考えてよい。
- (33) 松丸道雄一九六三、一四一―一五七頁参照。
- (34) 松丸道雄一九六三、一四一―一五七頁参照。
- (35) 白川静一九五七、一六頁、陳夢家一九五六、三二三―三二九頁参照。
- (36) 王の敦への往来は、合集一一〇正・五一二七・五一二八・六六四七・七八六一・七九四〇・七九四一・七九四二・七九四三・七九四

- 四・七九四五・七九四六・七九四八・七九四九・七九五二・七九五四・七九五六・七九五七・九六一〇・一二八一四正、英七二三・七二四・七二五・一一九四に見える。敦は田臘地、受年地、牧場(丙寅卜貞王往省牛…) (合集一一七二正)として見え、頻繁に王が往来しなければならぬ重要な地であった。
- (37) 王室直営牧場として敦(二二七二正、一一四〇六)と<sub>1</sub>(二四九正)があるが、敦は注(30)で言及したが、<sub>1</sub>にも王の往来が合集一一一〇正・八三二一・八二一九甲・八三三二・八三三三に見える。
- (38) 王の往来の卜辞は高が合集八〇七八・八〇七九、<sub>1</sub>が合集六四七七正・七三五七正・八〇五四、甘が合集八〇〇一・八〇〇二・八〇〇三、<sub>1</sub>が合集一〇九三〇に各々見える。
- (39) 「我<sup>2449</sup>」には王の用例と氏族の用例があるが、王の用例として「戊子卜賓貞王逐<sub>1</sub>177(鳥の名前)于<sub>1</sub>亡災之日王往逐<sub>1</sub>于<sub>1</sub>允亡災獲<sub>1</sub>八」(合集九五七二)に、「<sub>1</sub>」地に王が直接往来して田臘しているのに対し、「我」族が往来した卜辞はなく、ここでは王とする。
- (40) 久穴・<sub>1</sub>は記事刻辞としての用例しかなく、判断が出来ないため除外した。
- (41) 末次信行二〇〇四参照。
- (42) 注(8)参照。
- (43) 殷代の田臘地の研究には松丸道雄一九六三があるが、ここでは田臘地は殷都から半径二〇キロの範囲内に収まるとし、王は実際には氏族の地に赴かなかつたとする。しかし、松井嘉徳二〇〇三で指摘することおり田臘以外にも王が各地へ往来している卜辞が多数見られることから、実際は氏族の地に移動したものとしておく。
- (44) 松井嘉徳二〇〇三参照。

史資料・文献一覧

〈史資料〉

- 合集：『甲骨文合集』(郭沫若主編、中華書局、一九八二年)
- 英：『英国所藏甲骨集』(李学勤等編著、中華書局、一九八五、九二年)

文編：『甲骨文編（増訂版）』（中国科学院考古研究所編、中華書局、一九六五年）

類纂：『殷墟甲骨刻辭類纂』（姚孝遂主編、中華書局、一九八九年）

新編：『新編甲骨文字形綜表』（沈建華・曹錦炎編、中文大學出版社、二〇〇二年）

〈論著〉

一、日文

赤塚忠 一九七七『中国古代の宗教と文化』（角川書店）

伊藤道治一九六一「宗教面から見た殷代の二、三の問題点」（『東洋史研究』二〇卷三号）

同二〇〇二『古代殷王朝の謎』（講談社）

木村秀海二〇〇四「甲骨文・金文の大臣について」（『人文論究』五三）

白川靜 一九五四「殷の王族と政治の形態」（『古代学』三卷第一号）

同 一九五五a「小臣考（上）」（『立命館文学』第一一六号）

同 一九五五b「小臣考（下）」（『立命館文学』第一一七号）

同 一九五七「殷代雄族考 其二 雀」（『甲骨金文学論叢』）

同 一九七二『甲骨文の世界』（平凡社）

末次信行二〇〇一「殷王朝の卜占制度概説（上）」（『金蘭短期大学研究誌』第三三号）

同 二〇〇二「殷王朝の卜占制度概説（中）」（『金蘭短期大学研究誌』第三三号）

同 二〇〇三「殷王朝の卜占制度概説（中2）」（『金蘭短期大学研究誌』第三四号）

同 二〇〇四「卜占用亀骨の貢納概略（上）——殷代武丁期の特殊記事刻辭を中心として——」（『千里金蘭大学紀要』第一号）

松井嘉徳二〇〇三「経巡る王」（『古代王権の誕生I東アジア編』、角川書店）

松丸道雄一九六三「殷墟卜辞中の田臘地について——殷代国家構造研究のために——」（『東洋文化研究所紀要』第三十一冊）

同 一九七〇「殷周国家の構造」（『岩波講座 世界歴史4 古代4』、

岩波書店）

二、中文

陳夢家 一九五六『殷墟卜辭綜述』（大通書局）

高去尋 一九五七「小臣茲石殷的殘片與銘文」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第二八本（慶祝胡適先生六十五歲論文集下冊））

胡厚宣 一九四四「武丁時五種記事刻辭考」（『甲骨学商史論叢初集』第三冊、大通書局）

齊文心 一九九一「歷組胛骨記事刻辭試釈」（『中国史研究』一九九一年第四期）

董作賓 一九三二「甲骨文断代研究例」（『慶祝蔡元培先生六十五歲論文集』上冊）

楊升南 一九九九 王宇信・楊升南主編『甲骨文一百年』（社会科学文献出版社）

張秉權 一九七八『甲骨文與甲骨学』（國立編譯館）

鐘柏生 一九八九『殷商卜辭地理論叢』（藝文印書館）

（関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程）